

平成29年度 第3回障がい福祉計画等策定委員会 会議録

開催日時	平成30年1月15日（月） 午後1時30分～
開催場所	グリーンホール101会議室
出席者	<p>[委員 13名]（敬称略）</p> <p>会 長 中島 隆信</p> <p>副会長 水野 重信</p> <p>藤井 亜希子</p> <p>谷田 千穂</p> <p>山本 英利</p> <p>鈴木 正子</p> <p>小島 繁子</p> <p>内田 英雄</p> <p>清家 政江</p> <p>永島 弘子</p> <p>佐藤 るり子</p> <p>土岐 祥子</p> <p>家平 悟</p> <p>（欠席2名）</p>
事務局	障がい者福祉課
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）障がい福祉計画等の策定について</p> <p>（2）その他</p> <p>3 閉会</p>
配布資料	<p>資料1：板橋区障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）</p> <p>資料2：計画概要版（案）</p> <p>資料3：パブリックコメントと区の考え方（案）</p>

議 事

1 開会

(事務局)

障がい者福祉課長の星野と申します。これより、第3回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。

なお、本日は、生方委員、糸賀委員が都合により欠席でございますことをご報告させていただきます。

また資料につきまして、資料1と2は事前にお配りさせていただいておりますが、資料3を本日、配布させて頂きました。

それでは、ここからの委員会の議事進行を中島委員長にお願いしたいと思います。中島委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 審議

(委員長)

それでは第3回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催します。

本日の議題は最終案及びパブリックコメントです。分量が多くあるのですが、なるべく議論の時間を持ちたいと思いますので、どのように進めたらよろしいですか？

(事務局)

まず、計画書につきまして、第2回策定委員会以降の変更点や、今回初めてお示しする部分を中心に、ご説明させていただければと思います。

それから、パブリックコメントについて、その後にご説明させていただければと思います。

(委員長)

それでは、まず、計画書について説明をお願いします。

(事務局) **資料1** (サービスの見込み量と確保のための方策) の説明

「中間のまとめ」以降の主な追加点です。 ※説明の都合で前後あり

\* 45ページ (児童発達支援) について

「サービスの必要見込み量と確保のための方策」の主なポイントですが、幼児療育の待機の長期化を解消するため、児童発達支援への民間事業所の参入や共生型サービスの活用を検討し、平成32年度(2020年度)月当たり

440名、平成29年度に比べ159名増の見込み量の確保を目指しております。また重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所の確保を目指して参りたいと考えております。

\* 47ページ（保育所等訪問支援事業）について

療育と養育と保育と幼児教育の連携を促進するため、保育所等訪問支援事業を新たに実施し、平成32年度（2020年度）に純増で月当たり30名の見込み量の確保を目指しております。

\* 48ページ（放課後等デイサービス）について

利用者が大幅に拡大した放課後等デイサービスについては、学齢期の放課後のあり方を検討して、平成32年度（2020年度）月当たり520名、平成29年度に比べますと62名増となりますが、こちらの見込み量を確保すると共に、障がい特性を踏まえた質の向上に取り組んで参りたいと考えております。

\* 59ページ（就労支援の充実）について

企業への一般就労を目指す就労移行支援事業の利用を促進し、平成32年度（2020年度）には月197名、平成29年度に比べると32名増の利用を見込み、また地域でのネットワークを強化して参りたいと考えております。

\* 58ページ（自立訓練）について

就労移行支援と連携する自立訓練（生活訓練）について、民間事業者の参入促進により、平成32年度（2020年度）には月97名、平成29年度に比べると31名増の見込み量を確保し、長期就労の実現に望ましい訓練機関の確保を目指して参りたいと考えております。

\* 60ページ（就労定着支援）について

新たに始まる就労定着支援への民間事業者参入を促進し、平成32年度（2020年度）には、純増で月180人の見込み量を確保すると共に、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率について、90%以上を目指して参りたいと思います。

\* 67ページ（地域における自立支援の仕組み）について

国が提示する施設入所支援の削減目標を達成するため、利用希望の多いグループホームへの民間参入を促進し、平成32年度（2020年度）には月

421名、平成29年度に比べると86名増の見込み量を確保して参りたいと思います。

\*66ページ（自立生活援助の新設）について

通過型グループホームからの退所や病院からの退院後、一人暮らしを支援する自立生活援助を新たに実施して参りたいと思います。

こちらのボリュームですが、平成32年度（2020年度）月10人の見込み量を確保致しております。

\*64ページ（短期入所）について

利用希望の多い短期入所は、平成29年度に大きく実績が伸びています。28年度89人が29年度133人に増加しています。今後、供給の確保に努め、平成32年度（2020年度）に147人の見込み量を確保して参ります。

大きく人数が伸びた背景としては、事業者が順次増えてきたことが大きく、これまで潜在的希望があったものの、今まで対応ができなかったのが、事業者の参入によって平準化してきたと捉えております。

\*89ページ（関連計画を含めた施策全体の体系）について

かねてよりさまざまな団体の方々とお話する時に、それぞれの幼児期から学齢期、就労・成年期、高齢期において、どのようなサービスがあるのかということについて、なかなか体系的に分かりにくいと言うお話を頂戴しておりました。

従来計画では記載しておりませんでした。今回、障害者に関する支援の背景部分を可視化するべく、見えやすくするため、表を作りました。

この中では地域保健福祉計画等に掲載されている各種実施計画、本計画での障害福祉サービスであり、地域生活支援事業また本計画で示した新たな取り組み等を一元的にまとめてございます。これらの区の各種事業について、本計画の重点、重要施策の項目で整備し、また主に対応するライフステージを併せて示した体系図を作成しました。

施策の方は92ページから103ページまで、その事業名・事業の内容について記載しております。

104ページからは、ライフステージに応じた地域の支援体制について記載しております。障がい者に対する支援は区だけでなく国や都、医療機関等

と連携して実施されております。幼児期、学齢期、成人、高齢期のライフステージにおいた地域全体の支援体制について、まとめております。

(委員長)

今までのところで質疑応答、ご意見のある方は？

(委員)

計画の数値のところですが、移動支援のところ、地域活動支援センターは事業者数が書いてありますが、他の居宅介護等を含めて、事業者数は書いていません。他も事業者数が書いてあれば分かりやすいのですが。事業者数が増えたから短期入所は増えたということもありますので。

(事務局)

調べられるか、この場で即答が難しいところではありますが、おっしゃっている事はその通りだと思います。ある程度可視化していけるものについては、お見せできる事が望ましいかと思います。半面、区内の事業者等、明確に立ちあがったのがわかるところはよろしいのですが、福祉サービスについては圏域を超えて入ってくるものがあります。そこに関しますと、例えば、たまたまある方が、どこかで利用されたという事で増えるという事は、管理が難しいところがあると思います。効果性も含めて検討はしたいと思いません。特に短期入所については、明確に事業者が増えて利用しやすくなっていることは、はっきりしています。

(委員)

今回は平成32年度までの3年間の計画ということで、区として今日までの区としての立場として、発表がなされていないことが、この中に含まれているのかどうか、見えて来ません。

例えば、進行中の所が平成32年度に入っていないとか、向原のプログラムがこれから出来るのに、実際には進んでいる中で、それは、きちんこの中に入っていますとか、とり除いて別になっているのか、その辺りが、これだけの資料では分からなかったもので、質問させて頂きました。

(事務局)

板橋キャンパスの例では、平成33年度以降と言うことで今、東京都とかなり詰め段階に入っています。まだ最終合意に達していないので公表はこれからになります。計画の策定期間の外でありますので、ここには入ってお

りません。

向原の方については平成32年度開設の予定ですので、可能なものについては入れています。

(委員)

それが何なのかは、ここでは数字だけですので、全ては出ては来てないというわけですね。

(事務局)

対象人数ということでは入ってはいますが、それ以外の細部のところについては、なお調整している部分もありますので、質的なところの細部は、この計画書には表してはいないところです。

(委員)

65ページの短期入所(ショートステイ)「医療型」のところ、板橋区内の事業所的にはどの位なのか、入っていませんが。

(事務局)

こちらは供給計画なので、必ずしも区内のみでということではなく考えています。例えば区外の療育医療センターがあります。

(委員)

医療型は区内での対応は、まだまだ少ないので、もっと見込み量はあるとも思います。

(事務局)

難しいのは、区内の施設だけではなく、使えるところ全体で供給計画を考えています。区内だけに限ってしまうと、全くないものもあります。

(委員)

わからない方々にとっては、区内で補えているイメージが出てしまいます。区外の施設の利用も入っていますということがあると、分かりやすいのではないのでしょうか？

(事務局)

表現で誤解を与えてしまうと、区内で十分足りているように見えるということですね。その点は全体を通じてそのような所が他にもあるので、備考もしくは本文の表現で、明確にしていきたいと思います。

(委員)

折角、区として出されるものなので、いろいろ小さな点の指摘もありますが、誰が見ても、初めての方が見ても、きちんと区民の方々が分かるように記載すべきだと思います。

(事務局)

ご指摘の点、誤解のないように記載していきたいと思います。

(委員長)

今の点ですが、見込み量と実績にギャップがあった点について、事業者の参入で賄ったということですが、医療型の方は簡単にはできないということで、平成29年度については、ギャップはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

医療型につきましては、委員からも指摘がありましたように、非常に限られています。新しい病院ができるわけではありませんし、今では、周辺地区を含めて探して居場所を確保しているという状況ですので、十分足りているように見えてしまうという意見ですね。

(委員長)

福祉型についても、ギャップがあると足りないという感じはどうしてもありますが、それが参入がしやすいところだったら良いのですが、医療型はそんなに簡単にはいかないなので、少し扱いが違うかと思います。

(委員)

48ページの放課後等デイサービスについて、知的障害と発達障害が含まれているのでしょうか。

(事務局)

知的障害と発達障害は区分上制度で分かれていないので、一緒になっています。

(委員)

一部利用できるとか、すべてのお子さんが利用できるとか、わからない保護者は本当に多いと思います。利用できると思ったら、がっかりといった思いもあると思うので、区分のことがあるとは思いますが、特に若い保護者はなかなかわからないので、補足的なものを入れていただけると良いと思い

ます。

(事務局)

放課後デイサービス参入の募集をいただく際、重度心身障がいの方を受けただけのなら、東京都にも話しやすいと言わせていただいている現状はあります。本文の中、見込み量か現状か読み手がわかりやすい方へは考えてみます。

(委員)

今回の重点項目の中に、お子さんのうち、重度の方へのサポートのプログラムがいくつか出ていることは良かったと思っています。ただ板橋区として、都立の学校に通っている子ども達の数について、板橋区の教育委員会として数はわかっているが、この中のいくつかは医療の部分が多い人達が増えてきています。国の施策が医療も地域でという流れを言っており、そのような考え方は大変有り難いのですが、板橋区としては医療は対応する術がないという答えになってしまっています。数字の中でも、板橋区で医療として受けられるということにはならない中で、看護師の育成とかを含め、ヘルパーでも看護師でも特定のことが出来るような看護師の育成のプログラムとか、区として何か1つ出来るような事業を、この3年間の間に取り組んでいただいて、計画に書けるかどうかは別として、そのような取り組みがなければ、いつまでも、この部分は大変なことだから東京都が担うとなって、東京都の方は身近な所と言って、行き場がなくなってしまう。昔のように、この子は何歳までしか生きられない、といった時代とは違い、重度のお子さんでも、当たり前前に生きていく、どんなに医療ケアがあっても公平にという思いが保護者にある中で、区として何が出来るかといった時に、区立病院を建てることは出来ないとは思いますが。でも、出来る事は何かを探していただいて、これができるなら在宅支援が進むとか、そこでの児童のサポート事業は新しくなりましたが、それが例えば数値が5だったら、それが10になれる位の人を確保できるという具体的な所につながっていくと思います。このままでは、内数何人はやる、放課後デイサービスでも、何か事故があったらもうやらない、ということになってしまう。直接的な意見にはなりませんが、軽度の人でも必要だと思いますし、重度の人がはじかれて数字から消えてしまわないような何か方策を考えていただきたいと思います。

(事務局)

非常に大事な意見で、都と区の役割分担や行政の縦割りは反省すべき点があり、看護師について、なかなか区だけではできない点は理解のうえということではありますが、かといってやらないと、ずっとやらないままになってしまうというご指摘だと思います。

今回、従前は出ていなかった障がい児について、「障がい児計画」を初めて作るようになったこと自体は、前進だとは思っています。ご意見いただいたような、医療の発達によって延命されるお子さんが増え、社会も変わってきており、看護師を増やしますとは書けませんが、方向性としては今のことも考えていかなければなりません。

(委員)

障がい者向けの放課後デイサービスについて、全国的にはないところもあります。ない所が少ない資源を使って少しでも作っていかうという所と、大きな市で財政支援がある所が作っていくのがありますが、区単独で確保するのも内容的にも単独でやっていくのが重要だと思います。是非とも区独自でバックアップしていく、独自施策としてもプラスアルファしていくようなことがないと、もともと東京都だったというのは、先進的にもそのようなことがやられていて、それが区民サイドにあがっていったというのも、昔はあるわけですから、しっかり財政的にも支援があるところが、そのような先進的にやっていくということがないと、やはりリード者が受け入れられる感じにはなっていないと思うので、是非この計画の中に区の独自施策としてのプラスアルファしていくということを、明確にして欲しいと思います。

(事務局)

意見としてはわかります。一方、区の単独で制度を作っていくということについてはやはり財政運営等の課題もありますので、今この場で、やりますということを率直に申し上げることは難しいですが、ご意見、この会議の意見としてはしっかり議事録にも残して、可能な限り、実際に実効性があるようにするべきと思っていますので、少しでも何らかの施策につなげられないかは、考えていきたいと思っています。

(委員長)

今の2人のご意見、非常に重要な点で、多分、障がい者福祉だけではな

く、これから医療もそうですし、介護も全部かかわってくることでですね。要するにスタッフが必要なところに供給する力がない、それだけの経費がつき込めないとか、東京都の区の間でもこれからどんどん格差が出てくるでしょうし、日本全体で都道府県の格差がある中で、どれだけ必要なサービスの質と量を確保するかは、とても重要です。その辺りのマクロ的な重要性の問題も考えつつ、区で何が出来るかということ、考えていく必要があります。

(事務局)

委員長ご指摘の通り、今までは児童、高齢、障がいとバラバラに行政が行ってきたのですが、一方、介護という意味だったり、施設の機能に着目しますと、共有可能にしたり、あるいはスキルを上げていくことで、同じ方がサポートしたりということが可能になってくる可能性すらあると思います。まだ言葉として抽象的ですが、「わが事、丸ごと」ということで、統合した調整型サービスと、キーワードは徐々に出てきていますけど、そこはしっかりと捉えながら、一方かねてから議論は大きくはあるところですが、障がいの事を理解しないままに、介護と似ているので一緒に出来るというのはちょっと乱暴すぎるということを、よく理解しないといけません。その点については、介護と統合可能なものと可能でないものとをしっかりと見極めながら、大事な税金ですし、一方、人権や、生活というものが、行政は大事にしなければならぬので、その辺はバランスしっかりと取りながらあたっていくたいと思います。

(委員)

50ページの、相談支援について、障がい児の利用者数の実績がすごく少ないように思いますが。

(事務局)

月の人数ですので、年間ではこの12倍になります。自立支援協議会での数字見させていただいているのですが、障がい児の方については、やっとセルフプランから、本格的に相談に移行してきているところですので、平成27年度から29年度にかけて大幅に増えてきています。29年度は12月までの実績なので、更に増えます。

(委員)

相談支援のところは、福祉サービスのところでのプランを立てるのです

が、医療の点から例えばOT（作業療法）で、福祉サービスとしてOTを入れるのと、病院からの場合とで、医療的なケアがOTと、どう連携してやっていけるかっていうところで、しっかり仕組みが出来ていると繋がっていくと思うのですが、その辺がまだまだ弱いです。絵に描いた餅にならないように、医療と、福祉のサービスの連携をどう具体化できるかのモデルを作っていく位が欲しいです。

（事務局）

ご指摘の通りで、今まで児童の相談を受けてくれる、可能な相談事業所は少なかったりするので、端的に言うと。おかげさまで次第に増えてはいるのですが、一方、新聞報道等でも今課題ですけれど、本当に専門性があるのか、モニタリングを含めて、ちゃんとやっていくために、相談したという事実では、必ずしもいいと言えるのか、質の問題も指摘させていただいています。区としても、事業者に対する指導・チェックが今後重要です。また連携についても、まだ発達障がい等も含めて社会的によく理解はされていないという点もあって、区の職員でも全ての職員が全部理解しているわけではないという自立支援協議会の意見がありました。先ほど、学校の話がありましたが、教育分野ともよく連携していかなければならないです。

（委員）

都立の支援学校の話、何度も数字を盛り込んでほしいと申し上げてきたのですが、特別支援学校では、来年の小学校1年生がすごく数多くて、増築したのにまた教室が足りないという話も出ていて、知的障がいのお子さん、発達障がいのお子さんも増えてきている実態を、そこからきちんと読み取って欲しいし、サービスに落とし込んでいって、縦割りを崩して欲しいです。

（事務局）

ご指摘の通りですが、一方、社会的背景として、人口減少社会の中で、障がいのあるお子さんの数が増えていることについては、またいろいろな情報を集めながら、理解していかないと、対応が遅れてしまうのかと思います。本来でしたら、人口比でいうと、お子さんの数が減るのではないかとと思われる中で、障がいのあるお子さんの数が非常に増えていて、増えていることは事実なので、そこは悩ましいところで、まだ正確に理解していないのか、ご指摘の通り、しっかり取り組んでいけたらと思います

(委員)

都立の特別支援ということで、板橋区内に志村学園、高島特別支援学校、板橋特別支援学校あります。志村は就業技術科がありますが、肢体不自由だけで、現在102名の児童、生徒がおり、開校5年目ですので、児童生徒が、20人ちょっと増えた中で、医療的なケアが必要なお子さんについては、5分の1程度ではなく、倍増しています。5年間で12名だったのが、もちろん卒業している方はいますが、今年度、ちょうど102名のお子さんのうち25名、約4分の1が学校で医療的ケアが必要です。医療的なケアを東京都は整備していて、志村には常勤の看護師が2人いますが、昨年から今年にかけて、非常勤の看護師を5人から9人に短期間で増やしました。先ほどの看護師の確保というところで見ますと、本当に優秀な看護師が地域にいらっしゃるのだけれど、子育て中だったり、フルタイムではできないけれども、条件が揃えばということで、9人の非常勤、2人の常勤、そして教職員が、25人の子供たちのためにやっても、まだ十分ではありません。先日、医療的なケアのお子さんのための保護者の会を開いた際にも、学校の校内にいる場合は満足度はあるのですが、まだまだ校外学習、社会科見学といった校外では足りず、いまだに保護者の方についてもらっているという実態があります。それを良しとは全く思っていないのですが、なかなかまだ進んでいないというところがあります。あとは今、国も東京都も、肢体不自由だけではなくて、知的の方でも、医療的ケアが必要なお子さんに関しては、整備をしていきましょうということにもなっています。そこでもやはり、そのようなセンター的な学校の役割ですとか、それからいかにそのような看護師を、例えば短時間でもいいから、朝早くからの方がいるのかとか、そのようなこともこれからきっと課題になってくると思います。地域に例えばどれだけそのような方がいて、たまたま今はいたけれども、板橋区だけではなくて、北区と練馬の学区域ですので、25名全員が、板橋区ということはありませんが、それにしても、これだけ人数でかかわっていますので、そのような看護師が働きやすいよう、すごく苦勞して、非常勤の方をつけたところです。きっと人さえいれば、お金がもし付くと、教職員も研修を、東京都は年3回、日にちを決めて、2日間必要ですが、それも受講者をすすめるのですが、専門性があり、支援には当然必要なスキルなんですけど、やはりまだ

まだ課題がたくさんあって、保護者のご意見とか、本当に涙を流しそうな感じで、お話しされる意見を聞いて、まだまだだとか、そのような現実があります。すいませんお答えにならないのですが。

(委員長)

難しいですね。通っていらっしゃる方は区民ということもあるし、どちらも、どちらかがやるだろうみたいな。なかなか、今ここで解決することは難しいですけど、何らかの形でそのような問題があるということのを投げかけしていけないといけないですね。

(事務局)

計画に書くことは難しいテーマではあるのですが、看護師の確保は本当に様々な分野で問題になっています。高齢でもそうですし、他の医療分野でも恐らくかなり大きな課題になっています。健康推進部門とよく話し合いをしながら、国等にも考えていただき、区が声をあげていくことも大事だと思います。

(委員)

67ページの共同生活援助グループホームについて、平成32年度には421名ということで、大幅に人数が増える。民間が参入してということで、板橋区は進めていくのですが、民間参入は、それはそれでいいと思うのですが、この421人の中、入居者は、どのような状況の人がいるのかというところがなかなか見えません。先日、東京都から、グループホームに関する、制度変更の連絡が説明会と合わせてありました。少し中身を伺うと、すごく雑な言い方ですが、重度の区分6等々、重度の人たちの費用は高くする、でもマックス同じ予算の中でやるということでの説明で、そうすると区分2とか3の方、1の方も排除しようという動きも強い中で、2や3の方は減額をされてしまって、減額した分を6に乗せるというように伺っております。都加算も別額で国とで足りない分に乗せるのではなくて、区分6の人、重度の人が良くなる、収入が増えるというように、いろいろ細かいところはありますが、重度の人達は今増えるということは、それはそれでありがたいと思います。今キツキツの中でやっていって、夜間支援体制が、きちんと夜勤という形でしっかりできるだけのお金が入ってくるというのは大事なことだと思います。有り難いのですが、一方考えてみたら、軽度

の人がグループホーム入れなくて大丈夫なのか、その人たちが66ページの居住系サービス新設があるのですが、勘違いかもしれませんが、この居住系サービスは成り立ちお聞きしていると、摂食障害の方たちの病院の入院数を減らすために、退院した人たちのサポートという形で進んできたような施策です。しかし今改めて見ると、居住系サービスは精神障害だけではないと書いてあったりとか、他の資料に精神障害が対象と書いてあったりするのですが、本当にこの67ページのグループホームを見ると、平成32年度には421人になるけども、ここで軽度の人々が地域で暮らせるようになるサポートを受けられれば、全然別にグループホームにこだわらない。グループホームが好きな人はグループホームにいていいと思います。どこで住むかという自分の考えを言えるわけです。ただ、そうは言っても「グループホームにもう10年いたからそろそろ1人暮らししようかな」とか「友達と2人で暮らそうかな」といった時に、今までサポートが必要だったと思う人がグループホームで暮らしている、その軽度の人たちが移る先が、10人しかサポートしてもらえなくて、精神障がい者の退院者の方たちのほうがメインの考え方だと、どこにも入っていないくて、都の政策がそうであっても、板橋区としては「区分2や1の人を追い出すっていいのではないだろうね」とか「でも出たいっていった人はどうサポートするんだろう」とか、その辺が66ページの一部しかなくて、67ページ421人も、だんだん高齢になってきた重度の障がい者はグループホームしか行くところがなく、グループホームに入りたいという希望の中で、どのようになってくるか、この数字はどういう中味で書かれた数字なのでしょう。

(事務局)

グループホームの数字を出している側としては、まだまだグループホームは足りないと思っています。今都内では、「親なきあと」も含めて、遠方の入所施設に入らなければならない方というのが毎年相当数いますので、地域に暮らしてきたのが、グループホームで結果として数が増えていった。今、委員がおっしゃったように、グループホームがある程度飽和状態になっていくなかで、しかしながら重い方が行く場所がないということから、国の方では支援6の方を受け入れできるように単価を上げていくと、その反作用として、支援の少ない方を、支援を抑制するというようなことを提示されている

ということ聞いています。今グループホームの経営側の問題がとても心配なところですが、今のところ独自の加算制度を作るという所まで議論が深まっていないので、お金のことについてはここではあまり考えに入れていません。気にはしながらも、推移をしっかりと見て、ここでは数は増やしていくことだけです。その上で、本人の意に沿わないような形で追い出すようなことはいたしません。毎年グループホームから出て、新たに追加して地域に移行される方がいますが、今一般就労も増えてきていまして、知的障がいのある方でも軽度の方たちが、しばらくグループホームで、自信がついて、本人の意思で地域に出ていこうということであれば、もちろん区としては、精神障がいだけではなくて、軽度知的の方ももちろん一緒に支援していくことになります。とはいえ、支援するサポートの仕方も違いますから、事業者はやはりしっかり必要な支援をしていかなければなりません。あと66ページの月10人というのは、10人以上はやらないということではありません。

(委員)

68ページの相談支援について、実績が平成27年から29年度、実績が見込み量を下回っていますが、なぜ下回っているのかということと、そこから相談がかなり増えてきていて、心配な点としては、3年も経ったと思うのですが、相談支援専門員が担当できる計画相談者数の数も、今度限定されてきますよね。そうすると、徐々に事業者側としては、そこをどうしていこうとか、人員配置をどうしようとかいいうところで、今すごくバタバタしている。この実績がまだ計画の見込みを下回っているという所を、区がどのように見ている、それも含めて今後の3年間をこのように見込んだという所を、今後の事も含めて、その辺どのように見ているのか伺いたいです。多分書き方としてはこれしか書きようがないとは思うのですけれども。

(事務局)

書き方としてはおっしゃる通りで、この通りなのですが、一方今の計画相談の動き等については、他の法人からも意見をいただいています。相談単価をすごく低く見てしまっていると思っているところです。丁寧にやって親身になればなるほど当然コストがかかり、難しくなってくるというところです。本来丁寧にやるべきものではありませんが、悩ましい問題として、単価がどのようにすれば増えるのか、というところは、区としてもっと強くやって

くださいということもあまり、言うべきではない。一方、区として取り組むべきこととしては、やはり仕組みを作っていくということなので、相談支援の連絡・調整の組織を作ったり、区としてもそのような所に入って、一緒に考えていく、ということは重要なことだと思っています。今のところまだ、単価の減に対して、どう対応するのかというのは区としては残念ながら、国に求める一つでしかありません。

(委員)

66ページの自立生活援助についてですが、この自立生活援助のサービスが、期限付きのサービスと聞いています。この月10人という数字の想定ですが、これは期限付きサービスとして通過型グループホームで、1年で出る想定なのか、その10人というのがずっと続くという想定なのかどうでしょうか？

(事務局)

ご指摘の通り、毎年10人程度の方がグループホームから出てらっしゃるので、10人という想定です。翻って言うと、1年間で完全に自立できない方の場合には、グループホームから地域に移行するというのは難しいと区でも思っており、全くサポート無しで生活していくことはできないということです。

(委員)

74ページの手話相談員について、6人の基準があれば教えてください。現状としては、設置しているのが3か所、板橋、志村、赤塚の福祉事務所で、板橋と志村は月曜から金曜までの毎日で、赤塚だけが火曜日と木曜日だけです。赤塚も他の2か所と同じように毎日、設置していただきたいと思っています。

(事務局)

聴覚障がい団体の皆さんからも、毎年要望をいただいています。障がい者福祉部門でも、同様の要望をしております。また福祉事務所も、同様の要望をしていますが、今のところは、まだ実現に至っていません。引き続き今後も努力をしていきたいと思っています。ここに6と書いてあるので、これで増やさないということではなく、やはり実態に合わせて、決めていきたいと考えています。

(委員長)

このあと第5章（計画の円滑な推進）については如何ですか。

(事務局)

第5章について、ここで一緒にご議論いただいて、大丈夫です。

(委員長)

第5章については、前回からなので、パブリックコメントの方に移り、時間が余ったら前の方に戻って検討いただきたいと思います。パブリックコメントの方のまとめをお願いします。

(事務局) **資料3**(パブリックコメント)の説明

平成29年11月18日(土)から12月4日(月)まで、17日間実施いたしまして、点数については144点、お寄せいただいた方は18名となっております。全てをご紹介したいところなのですが、ボリュームがございいますので、ここでは主な意見をいくつか事務局の方でピックアップさせていただきます。

(No.1、7、11、25、29、30、125について、資料3を読み上げ)

非常に多数のご意見をいただいております、特徴的な物を報告させていただきました。

資料3については本日お配りさせていただきました。とりまとめで全庁的な調整にかなりお時間頂戴してしまいまして、本日になってしまいました。本来でしたらこのボリュームですから、もう少し早めに出来るべきだったのですが。

(委員長)

それではご覧になって、今ご紹介いただいたもの含めても結構ですが、気になったご意見や区の考え方、これはもっとこういう考えもあるのではないかといった、ご意見あればお聞きしたいのですが。

(委員)

これはホームページに出るのでしょうか。

(事務局)

ホームページに掲載させていただきます。この委員会と内部の意思決定を

経たのちになります。本日のお渡しですので、また委員の方から何かありましたらお願いします。

(委員)

左が質問で右が回答で、これはこれで反映したということですか、反映するということですか？

(事務局)

基本的には右側の考え方を経て、計画に組み込んでいくことになります。その点もありまして区の考え方は計画を策定してからでないといけないので少しお時間をいただきます。

(委員長)

この場だけではなかなか難しいので、この後少し時間をいただいて、ご意見をいただくことはできますか？

(事務局)

何かご意見ございましたら、ボリュームがかなりございますので、今週中に、事務局の方にご連絡いただければ、修正も含めて確認させていただきます。

(委員長) **全体の再確認**

それではパブリックコメントに限らず、今までの全てを含めて、また皆さんからご意見あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(委員長)

36ページの、社会参加の促進、就労、地域の社会参加の促進という部分、オリンピックの関係も含めて、自分の体験したことから言うと、車椅子の障がい者は地域参加というと、例えば、サッカーをやって、親の集まりがあって、その時も公民館でも入れない所がまだいっぱいあります。例えば今度も親の集まりで、座敷を借りてもらってということで、電動車椅子だと底が抜けるから普通の車椅子に乗り換えてもらえませんかと言われると聞いています。そういう現状があるので、ここにはただ単に「促進していく」と書いてある、地域住民と同じように参加できる、交流の機会を持っていく前提として、そういうバリアフリーとか、町の関係も含めて、少なくとも公共機関くらいは、バリアフリーをもう少しするような記述をどこかに入れてもら

えたら嬉しいと思います。

合わせて、就労の実施計画の目標の中の、就労A型の問題というのが、実施計画の中では数値目標のところでは少し触れられてるのですが、当然全国的にもA型問題があって、企業に金儲けの材料になっているという、放課後デイサービスと同じような問題です。ただ放課後デイサービスについては、本文中にも質の問題も含めて書いてあるのですが、数値目標のところには少し触れられているけれども、就労のところには何も書かれてない。A型問題はちょっと違和感があると思うので、放課後デイサービスと同じように質の問題とか、放課後デイサービスの方では、利用者の集まりがあるようなことが書かれているので、板橋区だけが例外ではないと思います。就労支援のどこが悪いということがあるわけではないですけども、儲けの対象になってしまっている現状があるわけですから、そのことは指摘しておいて、そうならないように考えていくことを打ち出しておく必要があるのではないかと思います。

また障がい者の就労困難な現状が、この本文の中にも書かれていますが、そもそも就労移行が継続していくとか、一般就労が継続していくとかということについては、事業者がこんなことで困っているということ把握している必要があると思います。よく言われるのは、今就労支援の少なくとも補助金が降りていて、1、2年が過ぎれば補助金がなくなると、そこがなくなれば事業者がやっぱり無理だということ切っていく場合もあるわけです。そもそもその障がい者の就労は、日本では賃金補填の考え方がなく、そういう制度もないわけです。やはり一般企業に就労した人が最低賃金を確保するのが難しいという現状があって、そこではどう困っているのかを事業者にも聞いていく取り組みもしないと、早期退職とかは本人だけの問題ではなくて、制度の仕組みとして、一般企業で本人が耐えられずに辞めてしまうこともあるかと思うので、その時に何が障がい者の就労に困難を与えているのかという所も明らかにしていく取り組みも進めますとか、そのようなことが少し記述されるといいと思います。

4月に精神障がい者の雇用で、全体の雇用率がアップしました。その中でも本文中にも、精神障がい者の手帳の割合が増えているとか、丁寧な対応が必要ということが書かれていますが、雇用問題については何も触れられてな

いということで、本当はこういう所にも、人数は増えていることがあって、その雇用率がアップする、が故に対象が広がるわけです。その対応が、うつ病がすごく増えているとか、就労問題についても、絡めて書く必要があるのかなと少し思います。全体的に少し雇用のところが偏っているというか、もう一つ踏み込んだ書き方が必要かと思い、検討いただきたいと思っております。

(事務局)

まず一つ目について、板橋区はバリアフリーを更に発展して、ユニバーサルデザイン推進計画を策定しまして、その中で公共施設については、今後順次改修等も合わせてバリアフリー化、もっといろいろな方が使いやすいように施設改修を、としています。今年度は更にガイドラインを作ったり、セルフチェックの仕組みを作ったりということをしています。こちらの作業は今週また会議がございます。その中でも今のご意見も含めて、しっかりと取り組んで参りたいです。

また就労A型の問題は、ご指摘の通り、板橋区のような都市部ではまた違う問題が起きているのですが、一般就労のチャンスが多いものですから、B型と一般就労の間で、A型が特性を活かせなかったり、うまく事業を組んでいくのが難しい状態が生じています。表現はA型の質が悪いということとは思っていないのですが、A型がなかなか増えていかないということに対する課題について少し言及していきたいと思っております。今回はB型があって、少しA型でより頑張れて、チャレンジが出来て、更に一般就労に行けるように、ということに触れていきたいです。今A型は少ないです。それから一般就労について、補助金頼み的なになっていて、補助があるから試しに雇ってみて、やっぱりうまくいかないという企業が多いのではないかとすることは、非常に懸念しているところです。そこをきちんと対応しないと、雇っている側の企業も辛いですし、勤めている方はもっと辛いので、非常に重要なことだと思います。文章については少し考えたいと思っております。

精神障がいの方についてのご指摘ですが、今、国を挙げて一般就労拡大という点自体が、ノーマライゼーションのチャンスが増えていると思っております。支障がないままにただ数字を上げる、上げなければいけないからとりあえず雇う、というようなことでなく、しっかり考えていかなければな

らないと思います。

(委員)

A型の事業が厳しいという話が全国で同じようになり、国が雇用している責任、賃金については最低賃金以上ということで、最低賃金以上お支払するためにはどういった作業かといいますと、それに見合った作業、単価の高い作業というのと、納期について、作業の質というか完成度のかなり高いそれ相応の要求がされています。となりますとA型を希望される方が入所される段階でかなりハードルが高いということがございます。理由は今お話しした通り、最低賃金に見合った作業ができる方、納期に対して完成度を出していく、そのことをクリアされませんと、雇用はできない。ということになりますと、ご希望はA型なのですが実態としてはB型でどうかという部分と、B型といえども最低賃金保証はいたしません、一定の工賃をお支払するようなそれに見合った作業、A型ほどではないのですが、同じように納期は当然でございますし、完成度はあるわけですから、それに対応できる方でないと、B型でも受けていただけないというケースがあるわけです。まずは一般就労を希望されている方という前提で、登録を受けるのですが、その希望として、利用者の現状が、今すぐ就労はどうかというか、就労段階ではない、準備段階という方も珍しくない。このギャップを埋めるために訓練としては必要なのですが、まず一般就労ではなくて、福祉的な就労では如何でしょうかという提案をさせていただくのですが、本人や家族は納得されないケースがあります。ハローワークの方でも基本的に求人、障がい者の方向けの求人は増えているのですが、それに障がいの方が来られているかというのと、なかなかそうではないようです。ハローワークは、基本的に紹介状を出したいのですが、求人を出されている業者に対して、早めに就職された場合、採用された場合、求人票通りの要求を満たしているかというのと、それもなかなか微妙ということで、A型の事業の成立の難しい部分、B型で受け入れるかという部分で、要求される部分と、整合性が取れていないかと思います。ましてや一般就労として、企業が要求される求人票通りには、職務内容が対応できておらず、A型以外でもジレンマを抱えていると聞いています。A型が進まないという提起は、最低賃金の保証がいかに難しいか、当然、A型にも営業の方がいて、どう計算しても最低賃金に合致しない、雇用しても賃金が極

めて低い作業ばかりで、ましてや補助金等で賃金や工賃を利用することも厳しい、というような、一部のA型から悲鳴的なコメントをいただいているのが現状です。A型自身も何とか事業を発展させたいというような業者、受け入れたいという業者、申しあげましたジレンマがあるのですが、なかなか難しい、というのが現状です。

(委員)

A型に関しては、先ほどのいろいろな懸念は少し、この文章の中には盛り込まれているのかと思います。都内は企業が他の道府県に比べて非常に多いので、なかなかA型が設置されにくい状況で、A型に行って、その後一般就労に向けてという所につなげているので、あと本当に運営に関して厳しい指導が入っているということも含まれているので、いいのかと思います。ただ、4月から精神障がい者の方が、法定雇用率の算定基礎に含まれているという所では、雇用率が上がりまして、また順次上がっていくと思うのですが、その辺を区として見込んで、この文面の中では、障がい者就労支援センターを中心に、就労移行支援事業所の連絡会を組み込んできたというのが盛り込まれています。ただ、就労移行だけではなくて、A型からであったり、B型からも相当数、障がい者の方たちが就労しているので、全体を見通したものが今後必要というところも含めたものになると、なお良いのではないかなと感じました。

パブリックコメントには、精神保健福祉手帳取りやすいようなコメントもあったのですが、そういうわけではなく、やはりなかなか今まで精神保健福祉手帳を取る意味が、当事者の中に見出せない時代が長く続いて、やっとこの手帳を取ることで、いろいろなサービスが受けられる、自分たちの希望がどうかなえられるかというのが、少しずつ見えてきたところで、取る数が増えてきたと現場で思いながら支援をしています。

(委員長)

A型もそうですし、企業の一般就労もそうですけど、今の制度は非常に問題があり、抜本的に考え直さないといけないと思っています。ただ、現状の制度をひっくり返してまで新しいことやると、それはそれで非常にいいとは思いますが、ただできない事では駄目なので、そのあたりは慎重に検討していただいてやった方がいいと思います。

(事務局)

委員の方々から非常に有難い意見をいただきましたが、やはりまだ制度は道半ばだと思っていて、まだいろいろなチャレンジがなされている段階だと思います。国制度はどうしても全体一律で物を考えますので、先ほど委員からご指摘ありましたけれども、例えば市町村に1か所あればという件では、板橋区56万人いますので、障がいの方々3万人に、とてもじゃないですけど1、2か所では足りない。委員長のご指摘の通り、そのような意味でも、この制度自体がまだこれから成熟していくべきものと思います。一方、国の指針にのっとって策定するということになっていきますので、そこは逸脱せずに、地域の現状をしっかりと捉えて、まとめて参りたいと思います。

続いて36～37ページの記載のご指摘だと思いますが、全体として流れが分かりやすくなるように、検討を進めたいと思います。

(委員)

39ページの地域における自立支援の仕組みですが、ページ下方の、共生型サービスという新サービスを創出する予定について、介護保険サービスの指定を受ける事業者は、障がい福祉サービスの指定も受けやすくするとしており、そのようなサービスの採用も積極的に活用を検討するとしているのですが、そもそも障がい福祉からの共生型サービスは、この捉え方ではなくて逆です。介護保険に移行しなければならない人が65歳になったら、無理やり介護保険の業者に移るとするのは大変、困るといっている人がいるので、障がい福祉のままでいけるようにしようというのが、発想のまず始めであると思います。介護保険移行自体がおかしいと思っているのですが、ただその対応としてそうなることで、障がい福祉サービスをやっているところが介護保険事業に移行した人もいいですよというのが、そもそもの対応として言われていることだと思います。何故これを言うかということ、この書き方だと、介護保険サービスの受けている人でも障がい福祉にどんどん参入してもらって、まだどんなものになるのか分かりませんし、単価も出ていませんが、当然サービスが障がい福祉の延長じゃないかという指摘もあるので、それを区が推進しますというように聞こえるのです。ここは非常に微妙なところで、65歳問題は、そういうことを解決するというのではなく、介護保険の事業所へ障がいがある人にどんどん来てもらってという書き方にしか見えな

い。障がい福祉サービスの採算性の視点も踏まえて言うことは、何を言っているのか分からないところもあるので、この辺りは少し微妙なところなので、あまりつながるような発想が出ないように、考え直して欲しいということがあります。

40ページの地域生活支援拠点についてですが、地域生活拠点1か所を整備していくということで、去年は「地域生活支援拠点の、主要機能の整備を新たに検討します」と書いていますが、その前段のところに平成32年（2020年）までに1か所ということであると、どこまで検討を進めて、その時には設置するのかが分かりません。2020年までに一か所作ると国は言っていて、そこを目指すのであれば、区としては、それまでに検討してそこに設置するというような姿勢がいるのではないかと思います。先ほど言われたように、板橋区は大きいから1か所ではなく何か所も含めて作っていくことが必要だと思います。やはり曖昧にしないで、その新たな主要機能、全体を読んでみて、レスパイトのことも含めて出来るようなシステムもというようなことも含めると、新たなシステムとして、板橋区はどうするのかということが非常に重要なのですから、検討も時期と、そこまでには作っていくという姿勢が出ると、期待はできるという感じですが。

（事務局）

大変重要なご指摘です。データの方については、誤解を与えてしまうようなことがありますので、先ほど別の委員のご質問に答えるときにやはり共生型サービスで、サービス量は確保したいということはお伝えしたのですが、その中でも障がい福祉について理解していただけないと、介護の側が障がいサービスすることは難しいという認識は言わせていただいていたのですが、確かに今の文章改めて読みますと逆のように読めますので、これは誤解無いように改めたいと思います。

それから後段の地域生活支援拠点、活動地域センター等については今なお議論してですね、立地の問題も含めて、かなり今悩ましいところでは正直ございます。ただ、一方この地域生活支援拠点については、面的整備というスタイルがありますから、全ての機能が全部できるかどうかは、土地の問題とかいろいろありますが、そこが分かるように、区はどういう検討で、なお何が課題になっているかということをしわがかりにしたいです。

(委員長)

パブリックコメントについてはまた後ほどご意見ということですが、こちらの計画も、しばらくは、委員の方のご意見伺う機会がありますか。

(事務局)

庁内での検討等はこのあとありますので、本日いただいた意見を踏まえて、一旦これで、整理させていただいて、内部のさらなる検討と議会への報告ということへと進めたいと思います。ただパブコメの結果で、内容に影響が出た場合には、当然そこは合わせて精査させていただきます。

### 3 閉会

(委員長)

本日は終わりといたします。皆さんに非常にたくさんの貴重なご意見いただいたと思います。